

# 滋賀県立彦根東高等学校 金 亀 会 会 則

令和元年5月19日改正

- 第1条 本会は金亀会と称し、事務局を滋賀県立彦根東高等学校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の交誼を厚くし、会員と母校との関係を親密にすることを目的とする。
- 第3条 本会の会員は次の通りとする。
1. 正会員 (イ) 県立彦根中学校・旧彦根東高等学校・彦根高等学校・彦根東高等学校の 卒業生  
(ロ) 母校に在学した者で理事会の承認を得た者。
  2. 特別会員 母校教職員
  3. 名誉会員 本会に特別の関係があり、会長が推薦した者。
  4. 客 員 母校旧職員
- 第4条 本会に次の役職員を置き、任期は2年とする。但し、重任しても差し支えない。  
(補欠で役員になった者の任期は前任者の残任期間とする。)  
会長1名、副会長5名以内、常任理事20名以内、理事若干名、幹事若干名、会計3名、会計監査2名
- 第5条 本会の役職員は次の方法で決める。
1. 会長及び副会長、並びに会計監査は、総会に於て会員中より選出する。
  2. 常任理事は、会員中より、総会の承認を経て、会長が委嘱する。
  3. 理事、幹事の選出は、各卒業年次の推薦を受け、常任理事会の承認を経て、会長が委嘱する。  
教頭、同窓会係、母校勤務の同窓職員及びPTA会長を理事に委嘱する。
- [注]・理事 彦中47回～彦中60回……………各1名程度  
彦高1回～東高25回……………各2名程度  
東高26回～ ……………若干名
- ・幹事 彦中47回～彦中55回……………各1名程度  
彦中56回～東高28回……………各2名程度と  
定時制1名程度  
東高29回～東高66回……………各クラス数と  
定時制1名程度  
東高67回～ ……………各クラス数程度
4. 会計は総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 第6条 本会の役職員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を努める。
  3. 常任理事は、常任理事会を組織し、会長の諮問に関する事項、予算、決算、年度の会務、その他本会の重要事項について立案審議する。
  4. 理事は理事会を組織し、臨機の要務について議決する。但し、会長は必要に応じ、常任理事会を以て理事会に代えることができる。
  5. 幹事は幹事会を組織し、会長の諮問に関する諸事項、その他本会の重要事項について評議する。
  6. 会計は、会計事務を担当する。
- 第7条 本会に顧問を置く。顧問は本会に功労のあった者で、総会の決議を経た者、及び母校校長とし、会長が委嘱する。  
顧問は会長の諮問に応じる。
- 第8条 総会は、毎年5月に開く。但し、会長が必要と認めるときは随時開催することができる。  
総会には、本会の事業及び会計の報告並びに本会運営の重要事項を付議する。
- 第9条
1. 本会は必要に応じ会誌または記念品をつくり会員に配布する。
  2. 金亀会報を年1回発行し、会員に配布する。
- 第10条 本会の経費は、会費・寄付金及び資産から生じる収入で支弁する。
- 第11条 正会員の会費は、次のとおりとする。
1. 入会の際 3,000 円を納付し、これを入会金とする。ただし在校時3ヶ年の分割納付とする
  2. 終身会費 10,000 円、または、年会費 1,000 円とする。
  3. 本会の趣旨に賛同して賛助する者は賛助会費として1口 5,000 円を納付することができる。
- 第12条 本会は基金を設置し、その元本は理事会の議決を経なければ使用することはできない。
- 第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第14条 本会に支部を設置することができる。
1. 支部を設定しようとするときは、会長に次の事項を届け出て、常任理事会で承認を得なければならない。
    - (1) 支部の名称
    - (2) 支部の所在地
    - (3) 支部の規則
    - (4) 支部の役員名
  2. 支部の運営は支部の規則によって行なう。
  3. 支部長（または代理者）は、常任理事会に出席することができる。
  4. 1. (1)ないし(4)に変更があったときは、支部長（または代理者）は速やかに会長に届け出るものとする。
  5. 支部の廃止については、支部長（または代理者）は廃止の旨を会長に届け出て、常任理事会の承認を得なければならない。
- 第15条 本会の体面を汚すような行為を行った会員は、総会の決議により除名することができる。
- 第16条 本会会則の改正は、総会において行い、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 附則：平成26年度から60歳以上の会員に対して賛助会費の案内を金亀会報発送時に同封する。  
昭和63年5月22日改正  
平成4年5月24日改正  
平成10年5月31日改正  
平成26年5月25日改正  
平成30年5月20日改正  
令和元年5月19日改正